

神奈川県環境審議会の部会の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 神奈川県環境審議会条例（平成6年神奈川県条例第28号）第6条の規定に基づき、神奈川県環境審議会に次のとおり部会を設置し、所管事項について審議できるものとする。ただし、これらについて審議する附属機関等が別にある場合は、この限りではない。

名 称	人 数	所 管 事 項
環境基本計画部会	10人程度	環境基本計画及び関連する環境関係の主な計画の策定・見直しに関すること 環境基本計画及び関連する環境関係の主な計画の進捗状況点検に関すること 環境基本計画及び関連する環境関係の主な計画の推進の方向性に関すること

(会議)

第2条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(任期)

第3条 部会員の任期は2年とする。

(部会長への委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年3月30日より施行する。
- 2 神奈川県環境審議会の部会の設置及び運営に関する要綱（平成8年3月27日環境審議会決定）は廃止する。
- 3 第3条の規定に関わらず、最初の部会員の任期は平成10年3月30日から平成10年7月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月21日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月24日より施行する。